

# 令和6年度 信用保証料助成金交付要綱

平成21年4月14日制定  
平成22年4月19日改正  
平成23年4月13日改正  
平成24年4月18日改正  
平成25年4月15日改正  
平成26年4月14日改正  
平成27年4月17日改正  
平成28年4月20日改正  
平成29年4月24日改正  
平成30年4月23日改正  
平成31年4月23日改正  
令和 2年4月24日改正  
令和 3年4月19日改正  
令和 4年4月21日改正  
令和 5年4月20日改正  
令和 6年4月23日改正

一般社団法人 神奈川県トラック協会

(目的)

## 第1条

この要綱は、一般社団法人 神奈川県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、以下に定める助成金の交付対象となる場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を（公社）全日本トラック協会と協調して助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(助成金の交付対象)

## 第2条

助成金の交付対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条項第5項第1号～8号及び同条第6項「危機関連保証」）を受けた融資にかかる信用保証協会保証料（以下「保証料」という。）
- (2) 国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」）に規定する保証）を受けた融資にかかる保証料。
- (3) 原油・原材料価格の変動、景況悪化または東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした神奈川県等が定めるセーフティネット制度融資等にかかる保証料。

(助成対象者)

### 第3条

協会の会員事業者が前条に掲げる条件で信用保証料を支払った際に要した費用の一部を助成する。但し、会費の滞納がないこと。また、地方自治体等から当該助成事業と同様の助成金が交付されている場合には、その額を控除する。

(助成対象期間)

### 第4条

(1) 本要綱に定める助成事業期間は、令和7年2月28日までの保証料の支払に対する事業とする。

但し、年度中に新規入会した会員事業者は、入会日以降に支払われた保証料を助成対象とする。

(2) 申請・請求書の提出期限は、令和7年2月28日までとする。但し、期間内であっても年度の助成予算額に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金の金額)

### 第5条

助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とし、令和7年2月28日まで1社あたり20万円に達するまで再助成することができる。

(助成金の交付申請)

### 第6条

(1) 会員事業者は、第2条(1)及び(2)に該当する場合に、信用保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の2分の1(その額が20万円を超えるときは20万円)を協会に申請することができる。

(2) 会員事業者は、第2条(3)に該当する場合に、信用保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の2分の1(その額が10万円を超えるときは10万円)を協会に申請することができる。

但し、県等が定めるセーフティネット制度融資(売上減少又は利益減少を要件とする)に該当する場合には、当該保証料の2分の1(その額が20万円を超えるときは20万円)を協会に申請することができる。

(3) 前項の申請は別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際、信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」及び「セーフティネット保証に係る認定書」(セーフティネット保証の場合)の写しなどを添付しなければならない。

また、第6条(2)を要件とし交付申請する場合には、中小企業制度融資を利用したことを証する資料を提出しなければならない。

(4) 助成金の交付申請は別に定めるものとする。

但し、最終申請期限は令和7年2月28日とする。

また、郵送による申請についても受付けるものとし、受付日は申請書が協会に到着した日とし、提出期限必着に郵送されたものを助成対象とする。

(助成金の交付)

第7条

協会は前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとする。

なお、会費の滞納がある場合には、助成金の交付をしないものとする。

(助成金の返納)

第8条

(1) 当該助成金の交付を受けた会員事業者は融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

(2) 協会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第9条

助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第10条

この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附 則)

この要綱は、令和6年4月23日から改正施行し、令和6年4月1日以降の信用保証料の支払い分から適用する。

但し、令和6年1月1日以降の借入に対する保証料についても審査の上助成する。